

# 大藤原京左京五条八坊の調査

## 【はじめに】

調査地は、橿原市の南東部、香具山の北東1.1 kmの畑地に位置します。この畑地は、戒外川左岸から御厨子観音までの間、長さ約220m・幅約20～55m・高さ約1.5～2.5mの帯状に延びる「高まり」上にあります。谷を塞ぐこの高まりの南に広がる水田一帯は、「磐余池」の推定地の一つとされています。

## 【平成23年度の調査概要】

初めてこの高まり上で発掘調査を行い、人工的に築かれた堤（6世紀後半頃）である事が明らかとなりました。堤上から、大壁建物（6世紀後半以前）1棟、掘立柱建物3棟・掘立柱塀2列（6世紀後半頃）、竪穴建物（7世紀前半）を確認しました。これら建物がある南側では、7世紀前半以降に掘られ7世紀末頃（藤原宮期）に埋められた、池の水量調整用と考えられる大溝（幅10～15m、深さ4.3m以上）を確認しました。その南西部の池と推定される水田の調査では、7世紀前半の遺物を含む池の堆積土と考えられる土層を確認しました。池として利用されたのは13世紀頃までで、その後は水を抜き、水田として利用されたことが判明しました。

## 【今回の調査概要】

調査地は堤の東端部に位置します。調査の結果、北東方向へ傾斜する斜面上で4時期（Ⅰ～Ⅳ期）の堤を確認しました。この堤は、3回の盛土が行われていることが明らかとなりました（盛土1～3）。盛土の範囲は、東西13m、南北11mで、最新（Ⅳ期）の盛土を除いて斜面裾部に石敷、砂利敷、石列が施されていることが判明しました。また、調査区西側、堤中央部では前年度の調査で確認した大溝の東肩が南北方向に延びることが明らかとなりました。

各時期の遺構とその年代は以下の通りです。

■Ⅰ期 弥生時代後期の遺物包含層及び地山上面に石敷1を施しています。

堤は、弥生時代後期の遺物包含層及び地山により構成されます。北東方向に傾斜しており、その先端に石敷1を施しています。

石敷1は、弥生時代の遺物包含層、或いは一部地山を掘り込み、その中に土を入れ、整形した後石を敷いています。規模は東西2m以上、南北4m以上あります。外縁部は直線的に延びており、南西部で直角に屈曲すると考えられます。敷かれている石は、直径（一辺）0.05～0.5mの石（円礫）を不規則に敷き詰めています。堤側に幅1mの平坦面をもたせた石敷1は、北東方向に傾斜あるいは階段状に落ち込んでいます（高さ約0.3m）。石敷1上面の出土遺物から6世紀後半頃と考えられます。

## 橿原市教育委員会



発掘調査地位置図（S=1/25,000）

■Ⅱ期 Ⅰ期の堤上面に厚さ0.3～0.6mを盛土し（盛土1）、石敷2、砂利敷、石列1を施しています。堤は、盛土1により構成されます。

石敷2は、石敷1との間に厚さ0.3～0.4mを盛土し、その上に石を敷いています。石敷2の平面形は半円形を呈し、北東に向かって傾斜しています。そして、その一番外側には直径0.2～0.5mの石（円礫）を縁石として置いています。平面形や石の大きさから、石敷1とは明らかに違いがみられます。

砂利敷は、調査区東部に直径0.05～0.55mの石と粗砂をまばらに敷き詰めたもので、その範囲は東西2m以上、南北8mを測ります。この砂利敷は石列1周辺だけに施されています。

石列1は、砂利敷の上位に直径0.05～0.25m（直径）の石を南東―北西方向に2列設置しています。検出長は1.3mです。

Ⅱ期の年代は6世紀後半以降、7世紀末以前となります。

■Ⅲ期 Ⅱ期の堤上面に厚さ0.2～0.5mを盛土し（盛土2）、石敷3、石列2を施しています。

堤は盛土2により構成されます。

石敷3は、石敷2との間に厚さ0.1～0.2mを盛土し、その上に石を敷いています。その範囲は、石敷2の縁石付近のみに敷かれています。

石列2は、石列1と同じ向き（南東―北西）で、直径0.2～0.6mの石（円礫）を1列に並べ設置しています。検出長は6.5mを測ります。

Ⅲ期の年代は6世紀後半以降、7世紀末以前となります。

■Ⅳ期 Ⅲ期の堤上面に厚さ0.1～0.5mを盛土しています（盛土3）。

堤は盛土3により構成されます。Ⅳ期では、石敷及び石列の埋没後、盛土3がその上に施されます。その範囲は、これまでの堤より東方に4m以上に及ぶものです。出土遺物から7世紀末頃に施されたと考えられます。

堤中央部に大溝の東肩が南北に延びています。その規模は、検出長約25m、検出幅6.3m、深さ3.2m以上あります。埋土は微砂と粘土で、それぞれを0.1～0.5mの厚みで交互に積み上げて埋め立てられています。なお、掘削時期はⅡ・Ⅲ期に遡る可能性があります。

## 【まとめ】

①当該場所の堤は、3度にわたる盛土が行われていました。堤は各盛土により徐々に高くなり、Ⅳ期の段階ではⅠ・Ⅱ・Ⅲ期の石敷等を覆い、更に東へ堤が拡張されたことが明らかとなりました。

②今回確認された堤に伴う石敷のうち、向きが分かる石敷1（北で西に21°）、石列1・2（北で西に42°）と、平成23年度の調査で確認された大壁建物（北で東に5°）、掘立柱建物（北で西に22°～23°）、竪穴建物（西で北に30～35°）との向きを比較すると、石敷1が掘立柱建物（6世紀後半頃）と近い向きとなります。同時期に形成される遺構は同じ向きとなる傾向があることから、それぞれの遺構は併存していた可能性が考えられます。

③石敷1～3は、北東方向の斜面上に形成された盛土の先端に位置し、堤裾に相当する場所にあたると考えられます。

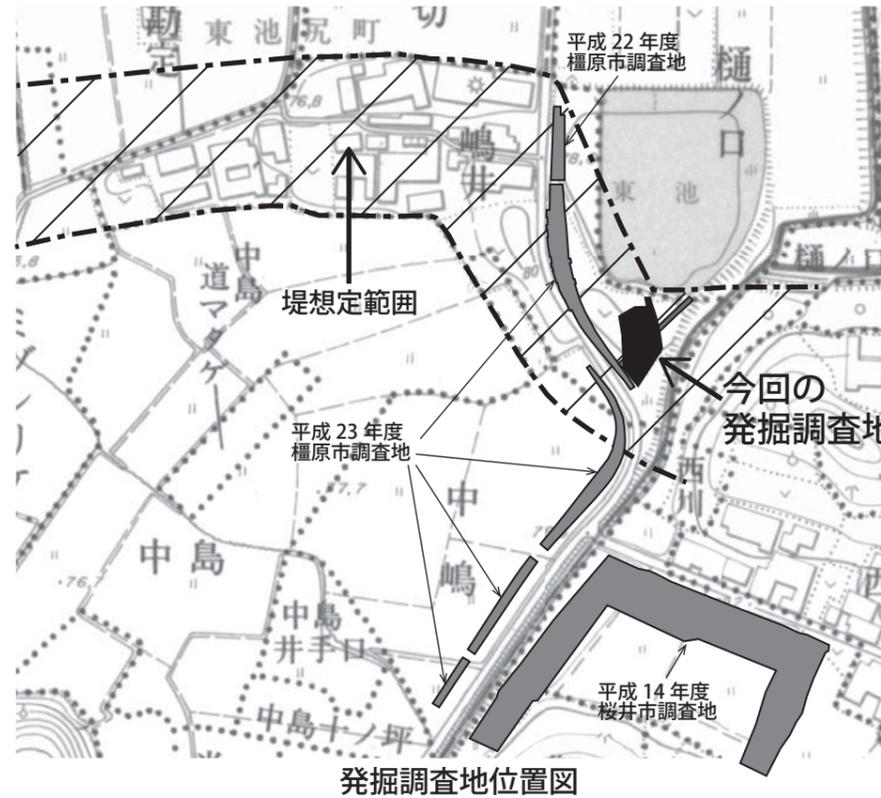
以上のように、石敷は堤裾にあたる場所に設置されていることから、堤の護岸施設であった可能性が考えられます。護岸を行った要因は、「①雨水対策」、「②今回の調査地の北東に残る「樋ノ口」と呼ばれる地名から、調査地周辺には池の水を排出するための施設の存在が推測され、堤裾を水による侵食から防ぐため」等が考えられます。よって、石敷は、①、②それぞれを要因として、或いは両者を要因として施された可能性があります。



調査区北東部 石列1・2 (左)、石敷出土状況 (南東から)



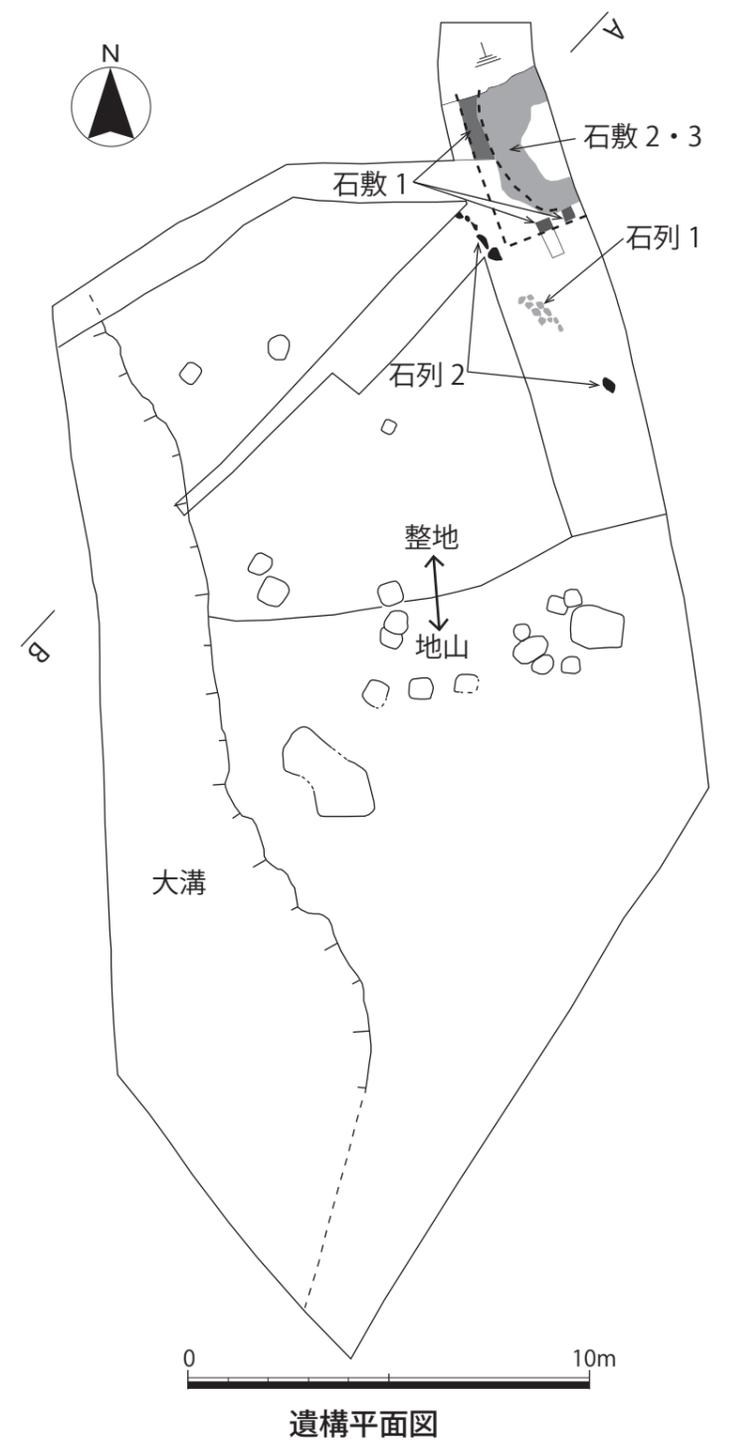
調査区北東部 石敷出土状況 (北東から)



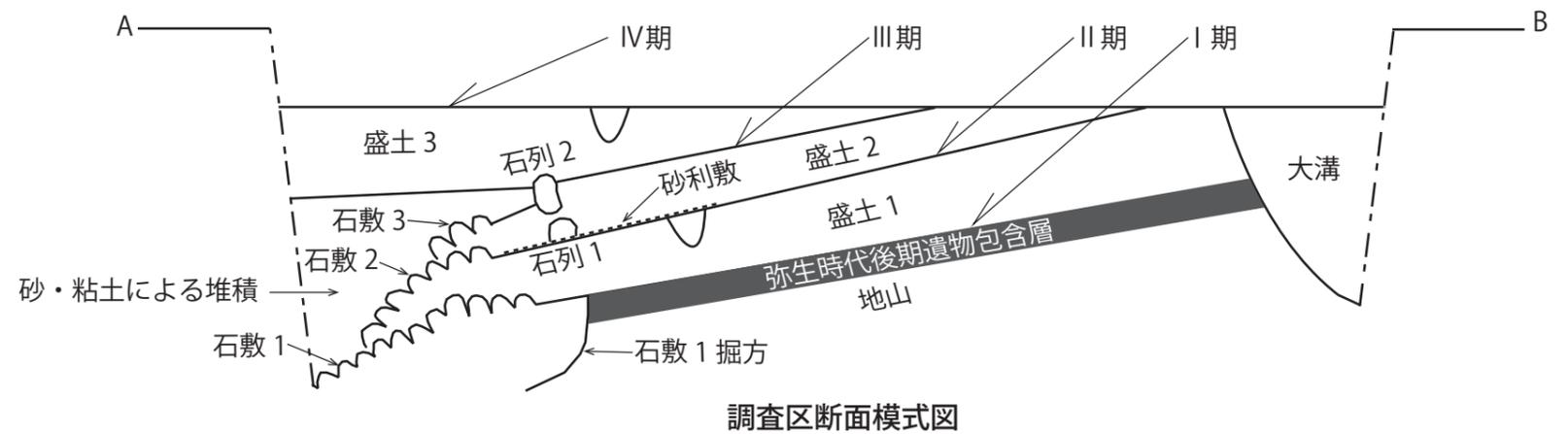
発掘調査地位置図



大溝土層断面 (南南西から)



遺構平面図



調査区断面模式図